

## 不動産競売事件の申立時添付書類等一覧表（大分地裁本庁用）

### ★申立手数料★

強制競売 債務名義 1つにつき収入印紙 400円  
担保不動産 実行担保権 1つにつき収入印紙 400円  
(共同担保の場合は同一とみなす)

### ★民事執行予納金★

- ① 物件 3筆まで 50万円、1筆増すごとに3万円加算
  - ② マンション 1棟の場合は、100万円
- (共同住宅等で占有関係等の調査に困難を要することが予想される場合は、②に準じる場合がある。)
- ③ 物件の所在地が数カ所にわたる場合、調査・評価が困難な場合には更に加算

\* 原則、予納後に開始決定をしています。電子納付を希望する場合は別途申し出をお願いします。

### ★添付郵便切手★

94円 (84円×1枚、10円×1枚) ※保管金提出書送付用

### ★登録免許税用収入印紙★

請求債権額 (1000円未満切捨) × 4 / 1000 = 税額 (100円未満切捨)

最低税額 1000円

※ 根抵当権に基づく申立て、確定請求債権額が極度額を上回っているときは、  
極度額を確定請求債権額として税額を算出する。

注) 登録免許税法23条により、税額が3万円を超える場合は、郵便局又は国庫金を取り扱う金融機関で「国税収納金納付書」により納付するか、税務署に直接納付し、その領収書を裁判所に提出してください。

3万円以下の場合は、収入印紙で構いません。

### ★申立書に必要な主たる添付書類★

- 債務者及び所有者の戸籍の附票又は住民票 1部
- 当事者が法人の場合、資格証明書（発行1か月以内のもの） 1部
- 当事者（法人、個人問わず）が破産し破産管財人が選任されている場合  
破産管財人証明書 1部
- 債務者または所有者が死亡し相続人不存在（不明）で相続財産清算人が選任されている場合、相続財産清算人を選任する旨の審判書謄本 1部
- 固定資産公課証明書（最新年度のもの） 原本1部:写し2部
- 不動産の登記事項証明書又は登記簿謄本 原本1部:写し2部
  - ・強制競売の場合は、発行2週間以内のもの
  - ・担保不動産の場合は、発行1か月以内のもの（共同担保目録を含む）
- ※ 受理後、相続の代位登記がなされた場合は、その登記事項証明書
- 土地だけ又は建物だけの申立ての場合には、そこに存在する建物又は土地の登記事項証明書・登記簿謄本
- ※ 敷地権付きマンションの場合は、マンションの登記事項証明書に加え、  
敷地の登記事項証明書 原本1部:写し2部
- 担保権目録（請求債権目録） 5部
- 物件案内図・公図・建物図面及び間取図 写し各2部

870-8564 大分市荷揚町7番15号

大分地方裁判所 不動産執行係

TEL 097-532-7161

FAX 097-532-7167